

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラ等による犯罪防止の有用性と、市民及び公園利用者の容貌や行動がみだりに撮影されないよう個人のプライバシーの保護との調和を図るため、市内における公共空間を対象とした防犯カメラ等を市又は都市公園（指定）管理者が設置及び利用するにあたって留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ等

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、かつ画像記録機能を有するものをいう。

(2) 画像

防犯カメラ等により撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人又は物を識別できるものをいう。

(3) 公共空間

公共施設、道路、公園、広場、駐車場等誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

3 管理責任者の指定

設置者は、防犯カメラ等、モニター又は録画装置を設置・利用するにあたって、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

4 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラ等を設置するにあたっては、設置した箇所の分かりやすい場所に、防犯カメラ等が設置されている旨や設置者名、その連絡先を表示することとする。

5 防犯カメラ等の設置及び利用の制限

防犯カメラ等を設置するにあたっては、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の取得を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最低限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないこととする。

6 画像データの取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラ等の画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏洩、消失、毀損、流出及び改ざんの防止その他安全管理を徹底するため、保存期間はおおむね1か月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存は行わないものとする。

(3) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラ等のモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等）や記録用のパソコン等については、防犯カメラ等の設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、外部への持ち出し及び加工、画像の複写等をしてはならない。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去又は上書きにより消去するものとする。また、記録媒体等を破棄する場合は、画像データの漏洩、消失、毀損、流失及び改ざんの防止のため、物理的に読み取りが行えないよう、破碎、裁断等の処置を行うものとする。

7 画像及び画像データの外部提供

設置者等は、画像及び画像データを、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 警察等捜査機関から犯罪等の捜査を目的として文書により要請を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

8 苦情及び問合せへの対応

設置者等は、当該防犯カメラ等の設置及び利用に関する苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

9 個人情報保護に関する法律の遵守

防犯カメラ等により撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の個人情報に該当する可能性があることから、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

10 取扱いの周知徹底

設置者は、防犯カメラ等の設置及び利用が適正なものとなるよう、このガイドラインに基づいて、設置や利用に関する運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定するとともに、マニュアルが遵守されるよう、管理責任者や取扱者に対する周知徹底を図るものとする。

11 業務の委託

設置者は、防犯カメラ等の管理業務を委託する場合は、このガイドライン及びマニュアルの遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラ等の管理、運用が適正に行われるように努めなければならない。

12 保守点検

設置者等は、防犯カメラ等が適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。また、パソコンのコンピュータウイルスに十分な対策をするものとする。